

請 求 人

省 略

松江市監査委員 小 松 原 操

松江市監査委員 児 玉 泰 州

松江市監査委員 比 良 幸 男

松江市職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

平成 22 年 10 月 20 日受理した地方自治法第 242 条第 1 項の規定による松江市職員措置請求（松江市が管理する公共物財産の違法もしくは不当な処分に関し、原状回復を求める件）について監査を行ったので、その結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 22 年 10 月 20 日である。

3 請求の内容

請求人提出の松江市職員措置請求書（別紙 1）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

松江市建設部長中島氏は松江市西津田 4 丁目 498-4 番地、同 482-9 番地及び同 499 番地に接する松江市が管理する法定外公共物（通称里道及び水路）を隣接する地権者、要役権利者等に事前になんら説明も承諾もなく、用途廃止を行い、特定の第 3 者である民間会社は無償で行政財産の使用許可を与え、前記民間会社は堅固な高さ約 3.5m のコンクリート擁壁の永久構造物を建築しており、松江市の財産が毀損されている。これは下記の理由により違法行為である。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）238 条の 4 第 7 項は、許可条件としてその用途又は目的を妨げない限度においてとしているが、あきらかに承役地としての十分な機能を喪失しており、許可条件を満たしていない。

法同条第 8 項は、許可を受けてする行政財産の使用については、借地貸家法を適用しないと定められているが、借地貸家法を適用しなければ堅固な擁壁は構築できず、行政財産使用許可の範

困を逸脱している。

法同条第9項は、行政財産の使用を許可した場合、許可条件に違反する行為があると認められるときは、その許可を取り消すことができるとなっているが、私の指摘にかかわらず、それを無視し、不作為の行為を行っている。

松江市公有財産規則（平成17年松江市規則第60号。以下「規則」という。）第21条6項は市長が特に必要と認めた場合に許可ができるとしているが、その必要性が全く明示されていない。また、この場合も、その用途または目的を妨げない限度であり今回の対象地が承役地であることを考えれば、たとえ市長の判断であっても許可はできない。

規則は第22条において行政財産の使用期間を1年以内としているにもかかわらず対象地においては半永久的な構造物が建築されている。これは今後対象地が半永久的に行政財産使用許可の無条件で更新することを意味しており、規則の本旨から逸脱しており違法行為である。

規則は第23条において行政財産を使用するものは、その使用に係る行政財産の使用の目的又は原状を変更してはならないとされているが、すでに対象地は原状が破壊されており、今後原状が回復される見込みがない。このような使用は規則から逸脱している。

また、松江市は、西津田町内会の要望において市道中ノ前緑山線拡幅の為、前記民間会社の土地と土地交換を行うため、上記の対象地に借地権契約もしくは行政財産使用許可を行ったと回答されたが、土地交換地は松江市西津田4丁目498-4番地であり、今回の対象地ではない。またすでに土地交換は終了している。したがって今回の対象地に行政財産使用許可を与える正当な事由は無くなっている。また本来この様な場合、隣接地権者および要役権者に事前に説明および承諾を求め、用途廃止の合意がなされなければならないが、一切なされていない。

(2) 措置要求

監査委員は、松江市長に対し、遅滞なく自らの責任において前記民間会社との行政財産使用許可を取消し、前述法定外公共物地を原状に回復するよう勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、「前述の行為を行った職員の懲戒処分を求める件」と併せて行われたが、その件については措置請求の要件を満たしていないため、平成22年10月27日一部却下と決定し、本件請求についてのみ法第242条所定の要件を具備しているものと認めこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

建設部 管理課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成22年11月17日請求人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

これに対し、新たな証拠の提出はなく、請求人から下記のとおり措置請求書の陳述及びその補足説明がなされた。

(1) 本件の行政財産使用は無償で行われているが、隣接する別の民間会社については平成22年4月に占用許可提出を市役所から求められ有償で行われている。これは橋を架けての行為によるものだが、同時期に隣接するものは無償とされ、これは有償とされる整合性がわからない。

(2) 請求書2枚目第4項目、市長が特に必要と認めた事項とあるが、情報公開により入手した資料

には市長の決裁がない。部長の決裁で行われており、市長の判断ではない。ゆえに決定根拠がない。

- (3) 等価交換の覚書の締結には要役者への説明は全くなく、締結後町内会長が等価交換の決済を持って相談に来られた。市の職務に自治会長が代わりに行うのはおかしいと指摘したため、後日渋々職員が来られ、今回交換された土地の交換については了承したが、その際残りの部分約 6m に関する承諾はできない旨を伝えたにもかかわらず、市は行った。民法でいう債務不履行になることを行われたことに驚いた。

3 監査対象事項及び監査の方法

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

松江市長は、下記の理由により公共物財産の違法若しくは不当な処分及び管理を行い、市財政に損害を与えている。

- ① 隣接する地権者、要役地の権利者の承諾がないのに、用途廃止を行い、特定の第 3 者である民間会社は無償で使用を許可しているのは違法行為である。
- ② 法第 238 条の 4 第 7 項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」としているが、あきらかにその十分な機能を喪失している。
- ③ 法同条第 8 項において「前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定は、これを適用しない。」とされているが、借地借家法を適用しなければ堅固な擁壁は構築できず、行政財産使用許可の範囲を逸脱している。
- ④ 法同条第 9 項において「行政財産の使用を許可した場合において、（中略）許可の条件に違反する行為があると認めるときは、（中略）その許可を取り消すことができる。」とされているが、請求人の指摘にかかわらず、取り消していない。
- ⑤ 「市長が特に必要と認めた場合」には行政財産の使用許可ができると規則第 21 条にあるが、その必要性が全く明示されてなく、許可はできない。
- ⑥ 規則第 22 条において「行政財産の使用期間は、1 年以内とする。」とあるが、対象地は半永久的な構築物が建築されていることから、半永久的に無条件で更新することを意味しており、規則の本旨から逸脱している。
- ⑦ 規則第 23 条において「行政財産を使用する者は、その使用に係る行政財産の使用の目的又は原状を変更してはならない。」とあるが、既に対象地は原状が破壊されており、今後原状が回復される見込みがないことは規則の本旨から逸脱している。
- ⑧ 土地交換地は松江市西津田四丁目 498-4 番地であり、今回の対象地ではない。またすでに土地交換は終了している。したがって今回の対象地に行政財産使用許可を与える正当な事由は無くなっている。

以上の監査対象事項について、関係機関より事情を聴取し、本件が法第 242 条第 1 項の違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分であるか否かを監査した。

4 監査対象事項に対する監査対象部局の説明

請求人が違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分があると主張している事項について、建設部管理課は下記のとおり説明している。

(1) 監査対象事項①について

市有地であるこの水路の行政財産使用許可及び用途廃止を行うにあたり、隣接者の同意は必要な要件ではなく、市が取得した道路用地の代替地であることから公共性・公益性を考慮した市の判断であり、手続き等問題はない。また、交換を前提とした使用許可であり、無償で行うことは当然と言える。隣接する別の民間会社については使用許可申請を提出するよう指導しており、申請が出された事実は確認していないが、特別な理由はなく有償になるものと考えられる。

(2) 監査対象事項②について

当該地は、以前は農業用水路であり、数十年前から急速に市街化され、現在も未来に渡っても水路としての必要性がなく、機能がなくなっているのは明らかであると判断した。行政財産としての機能がなくなっている状態は明らかなので、使用許可をしたことで用途や目的を妨げることはない。

(3) 監査対象事項③について

交換を前提とした使用許可であり、店舗用地として許可しているので問題はない。

(4) 監査対象事項④について

店舗用地として許可しており、行政財産の使用許可の許可条件に違反する行為はない。

(5) 監査対象事項⑤について

市が取得した道路用地の代替地であることから公共性・公益性を考慮し、「市長が特に必要と認めた場合」に該当すると専決権者である建設部長の決裁を得ており、当然許可できる。

(6) 監査対象事項⑥について

使用許可期間は1年であるが、行政財産の用途廃止手続きを行い、普通財産となっている。その大半は交換手続きも終了し、所有権移転も終了しており、行政財産の使用許可も終了している。また、残りの部分は普通財産として貸借契約を締結し、行政財産使用許可は終了している。

(7) 監査対象事項⑦について

行政財産（用水路）としての機能は既に消失しており、行政財産の使用の目的及び原状は変更された訳ではない。よって原状回復の余地はないため、規則に違反していない。

(8) 監査対象事項⑧について

土地交換地は松江市西津田四丁目498-4番地だけではなく、今回の対象地を含めた土地であり、交換は未だ終了していない。両方の土地との等価交換が前提であり、その交換ができないため行政財産の使用許可及び普通財産の貸借契約を行っており、交換が終わり次第に対象地の貸借契約は終了する。また、「本来この様な場合、隣接地権者および要役権者に事前に説明および承諾を求め、用途廃止の合意がなされなければならない」との主張であるが、事前の説明は行っており、そうであるから請求人の不同意の意思が表されている。用途廃止は、所有者である松江市の判断で行えるもので、併せて渡し財産と受け財産を明記した等価交換についても正規の手続きにおいて、市長の決裁もあり完了している。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

監査委員の判断

本件請求は、市道中ノ前緑山線の道路拡幅に係る地元要望に対応するため、道路用地取得について土地所有者との協議の結果、近隣の水路である行政財産と等価交換によることとする結論に達したが、当該行政財産の一部である対象地について認識の相違から生じた案件である。

以上のことを踏まえ、これまでに記述した事実関係の確認に基づき、本件請求については次のように判断する。

(1) 監査対象事項①について

請求人は「隣接する地権者、要役地の権利者に事前になんら説明も承諾もなく、用途廃止を行い」と主張しているが、請求人が事前に用途廃止に不同意と意思表示していることなどから、道路拡幅に関する計画、用途廃止や等価交換に関する計画などについて説明があったものと考えざるを得ない。また、道路に関する通行権の判例ではあるが、「道路管理者の許容の範囲内及び他人の共用を妨害しない限度において道路を使用する自由を有するにとどまり、かかる使用関係につき特別の権利を有するものではない。」(岐阜地裁昭和30年(行)2号)との判例もあり、本来の目的であった水利権については、10年以上前から近隣の農地は消滅していることから、用途廃止について同意が必要となる特別な権利者は存在しないと思料する。さらに、法定外公共物に関して国有財産時に取り扱われていた建設省所管国有財産管理事務の手引には、第2章第3(5)において、「利害関係人と感情的に対立して同意が得られないとき、又は不当な要求をされている場合で、現地調査の結果問題はなく、在置する必要がないと知事が判断した場合には用途廃止は可能である。」と規定されており、法定外公共物が松江市に委譲されて以降現在に至るまでこの手引を準用することとされていることから、松江市長が自らの判断において用途廃止を行ったことについて、容認できるものと判断する。

また、民間会社に無償で使用許可していることは、市道拡幅事業に伴う代替交換地という公共性・公益性を考慮した理由から松江市行政財産使用料条例(平成17年松江市条例第68号)に基づき、市長が特に必要と認めたものであり、一般的な常識から逸脱するものではない。請求人が陳述で述べた隣接する別の民間会社の使用許可については、管理する河川課に確認したところ、申請された事実はなく、仮に申請があれば特別な理由はないため有償になるとのことであった。

(2) 監査対象事項②について

前記(1)のとおり、10年以上前から既にその用途も目的も喪失しており、行政財産としての機能を有していなかったとする市の主張は事実であると判断できる。そのため、用途廃止手続きを行うまでの短期間の措置として行政財産の使用許可という方法をとったという市の主張も理解できる。したがって許可条件を満たしていないとする請求人の主張は認めがたい。

(3) 監査対象事項③について

前記(2)のとおり短期間の措置として使用許可という方法をとったに過ぎず、その後用途廃止を行い、使用許可を解除しており、借地借家法の適用・非適用について検討する必然性はない。

(4) 監査対象事項④について

前記(2)のとおり許可条件を満たしていないという請求人の主張は認められず、許可条件に違反する行為はないので許可を取り消す必要はない。

(5) 監査対象事項⑤について

使用許可については、市道拡幅事業に伴う道路用地との等価交換を前提としたもので、その必要性が決裁文書に明示されていないが、そこに至るまでの経緯や理由を十分承知した上で、建設部長が判断したものであることは、市道拡幅事業の決裁やこの件に関する協議書の決裁を行っていたことから容易に判断できる。

また、建設部長の専決区分となっていることは、規則及び松江市事務決裁規程(平成17年松江市訓令第1号)に基づいたものであり、有効であることは明白である。

(6) 監査対象事項⑥について

前記(1)のとおり、交換を前提としての使用許可であり、やむを得ないことであるとする。

(7) 監査対象事項⑦について

前記(1)のとおり、行政財産(用水路)としての機能は既に消失しており、行政財産の使用の目的及び原状は変更された訳ではない。

(8) 監査対象事項⑧について

「土地交換地は松江市西津田四丁目498-4番地だけでなく、今回の対象地を含めた土地であり、交換は未だ終了していない。」との市の主張は、市の稟議書、行政財産使用許可・減免申請書、店舗建築設計図面等から確認できる。また、「用途廃止は、所有者である松江市の判断で行えるもので、併せて渡し財産と受け財産を明記した等価交換についても正規の手続きにおいて、市長の決裁もあり完了している。」との市の主張は、市の保存文書等とこれまで述べた理由から認められると判断した。

本請求に対し、受理し、請求人の陳述、対象地の現地確認、担当部局監査を実施した後、慎重に検討を重ねた結果、以上の理由により請求人が主張する事実は認められなかった。したがって、請求に対する必要な措置を講ずることについて必要を認めないものと判断し、棄却する。



松江市職員措置請求書

平成 22 年 10 月 20 日

松江市監査委員殿

請求人 住所 松江市 [REDACTED]
職業 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書及び証拠写真を添付のうえ、必要な措置を請求します。

請求の要旨

松江市が管理する公共物財産の違法もしくは不当な処分に関し、原状回復および前述の行為を行った職員の懲戒処分の勧告をすることを求める件。

松江市建設部長中島氏は松江市西津田 4 丁目 481 番地、同 482-9 番地、及び同 499 番地に接する、別紙添付する図面の赤色部分の松江市が管理する法定外公共物（（通称里道及び水路）以下対象地という。）を、隣接する地権者、要役権利者等に事前になんら説明も承諾もなく、用途廃止を行い、勝手に [REDACTED] に対し松江市長名義で行政財産の使用許可を与え、[REDACTED] に前途対象地を使用させ。[REDACTED] は前述の行政財産使用許可書に基づき、本年 9 月に入り 堅固な高さ約 3.5 m のコンクリート擁壁の永久構造物を建築した。また対象地の行政財産の使用料は支払われていない。

これは松江市の財産を、不正に特定の第 3 者に使用させ利益を上げさせる行為であり、また他の隣接地権者及び要役権者の権利を侵害させる行為でもあります。本来松江市建設部の職務として、松江市の財産を守る立場でありながら、逆にその立場を利用して特定の企業に利益供与を謀ることなど言語同断のことである。またそれにより松江市の財産が毀損されています。

前述の上記の抗議に対し、松江市管理課課長補佐の森山氏は対象地は [REDACTED] と借地権契約を行っている。法定外公共物を第 3 者と借地権契約をすることは特例として認められると電話で回答されましたが、これはあくまで特例であり、特例は隣接の地権者及び要役権者の承諾がある場合、若しくはすでにその第 3 者が相当長期間にわたってその法定外公共物地を占有しており、その間なんら他者から異議申し立てなかった場合である。今回のように隣接地権者や要役者権が事前にはっきり拒絶の意思を表している場合は、こうした特例が適用できないことは、職務上承知しているはずで。

その後松江市管理課を訪れ、借地権契約を行った特例の根拠を問いただしたところ、実は [REDACTED] とは前述対象地について借地権契約を行っているのではなく、あくまでも土地使用許可だけを与えていると回答がなされたので。どのような内容の土地使用許可をあたえたのか、またその土地使用許可を与えた経緯及び根拠及び許可内容を問いただしたところ。その場は一切の回答を理由もなく拒絶されました。

その後日、松江市管理課より別紙に添付する平成22年3月5日行政財産使用許可申請書受付と題する書面で、今回の対象地の行政財産使用許可の根拠をいただきましたが、下記に指摘しますように、根拠に大変問題があり違法行為であると思います。

1. 地方自治法238条の4（以下法という。）第7項は、その許可条件としてその用途又は目的を妨げない限度においてとしているが、あきらかに承役地としての十分な機能を喪失しており、許可条件を全くみたしていない。
2. 法第8項は前項の規定により、許可を受けてする行政財産の使用については、借地貸家法の規定は適用しないと定められているが、対象地で [REDACTED] が行っていることは、前途のように堅固な擁壁の構築であり。従って借地貸家法を適用しなければ堅固な擁壁は構築できず、前途の行政財産使用許可の範囲を逸脱している。または行政財産使用許可の趣旨をねじまげて悪用している。
3. 法第9項は、第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合、許可条件に違反する行為があると認められるときは、地方公共団体の長または委員会は、その許可を取り消すことができる。となっているが、対象地での堅固な構築物を建築中であるとの私の指摘にもかかわらず、行政当局としてそれを無視し不作為の行為を行なっている。
4. 松江市公有財産規則第21条6項は市長が特に必要と認めた場合に許可ができるとしているが、その必要性が全く明示されておらず。またこの場合も、その用途または目的を妨げない限度であり今回の対象地が承役地であることを考えれば、たとえ市長の判断であっても許可はできない。
5. 松江市公有財産規則は第22条において前途の行政財産の使用期間を1年以内としているにもかかわらず対象地においては前途のごとく半永久的な構築物が建築されている。これは今後対象地が半永久的に行政財産使用許可の無条件で更新することを意味しており、松江市公有財産規則の本旨から逸脱しており違法行為である。
6. 松江市公有財産規則は第23条において行政財産を使用するものは、その使用に係る行政財産の使用の目的又は原状を変更してはならないとされているが、すでに対象地は原状が破壊されており、今後原状が回復される見込みがない。このような使用は松江市公有財産規則から逸脱している。

現在においてもこの対象地に関し、隣接地権者及び要役権者に満足な説明もなく、かつ承諾もなく、どのような経緯で対象地の用途廃止を行い、行政財産使用許可を与えたのか、情報を開示することもなく。市職員の本来的公務から逸脱し、自らの恣意的判断で市の公共財産を処分することが許されるはずがありません。またそもそも行政財産使用許可で、無償で特定の第三者に永久的な堅固な構築物を建築させることは、一般的判断からしてもおかしいと思います。このような事例が認められるなら、松江市の他の公共地においても特定の第三者が勝手に土地を使用し、建物等を構築することができます。私はそのようなおかしい法令が松江市にあるとは思いません。またそのような法令は市民に開示されていません。

上記の事由に鑑み、前途松江市管理課森山氏の説明は詭弁もしくは虚偽であります。

私は松江市長松浦正敬氏に対し、遅滞なく松江市長が自らの責任において[REDACTED]との行政財産使用許可を取消し、前述法定外公共物地を原状に回復するよう勧告することを求めます。










また前述建設部長中島氏が公務員として行った違法もしくは不当な行為に対し、適切な懲戒処分をするよう勧告することを求めます。

注意点

前途森山課長補佐の本件に関する抗弁の中に、西津田町内会の要望において市道中ノ前緑山線拡幅の為、[REDACTED]の土地と土地交換を行うため、上記の対象地に借地権契約もしくは行政財産使用許可を行ったと回答されたが、前述土地交換地はあくまで松江市西津田4丁目494番地であり、今回の対象地ではない。またすでに前述土地交換は終了している。したがって今回の対象地に行政財産使用許可を与える正当な事由は無くなっている。また本来この様な場合、隣接地権者および要役権者に事前に説明および承諾を求め、用途廃止の合意がなされなければならないが、一切なされていない。

事実証明書

1. 松江市決裁文書（行政財産の使用許可について）の写し（対象地部分朱塗加筆）
2. 私に対する松江市管理課作成の回答メモの写し（対象地部分朱塗加筆）
 - ・土地所在図
 - ・地積測量図
 - ・現地写真
3. 現地航空写真

決裁区分 市長・副市長・ 部長 ・課(室)長				分類 番号	大 03	中 G	小 03	保存年限 5年	廃棄年度 27年度
起案 平成 22 年 3 月 5 日				記号番号 指令管理 第 号				審査 	
決裁 平成 22 年 3 月 8 日				施行上の注意				公印 	
施行 平成 年 月 日									
文書の種類		伺 ・復命・供覧							
市長 *	副市長 *	副市長 *	収入役 *	主 管	管理 課 総務 係 (内線 5367)			起案者印 	
(主管)		建設 部長 		(管理課長) 次長 		課長補佐 		総務 係長 	
(合議)				次長		係員 			
標題									
行政財産の使用許可について									
(西津田四丁目482-8地先から482-2地先 水路)									
このことについて、下記のとおり行政財産の使用を許可してよろしいか。									
記									
1. 申請者									
2. 使用物件		松江市西津田四丁目482-8地先から482-2地先 (水路)							
3. 使用目的		店舗用地として							
4. 使用期間		平成22年3月10日～平成23年3月9日							



行政財産使用許可書

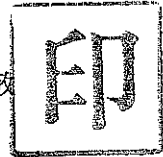
使用者 住所
氏名



平成22年3月5日願出の行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づき、下記条件を付して許可する。

平成22年3月 日

松江市長 松浦正敬
(管理課)



記

使用物件	所在地	松江市西津田四丁目482-8地先から482-2地先
	施設名	水路
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他 地目() 構造() ()
	数量	69㎡
使用目的	店舗用地として	
使用期間	平成22年3月10日 から 平成23年3月9日	
使用料金	免除(松江市行政財産使用料条例第4条の規定による)	

- 使用料金は、松江市の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。
- 使用期間中といえども松江市において必要と認めるとき又は許可条件に違反したときは、いつでも使用許可を取り消し、若しくは許可条件を変更することができる。
- 使用物件について修繕、模様替その他の行為をしてはならない。ただし、事

市有財産使用料減免調書

市有財産使用料年額 (通常の金額)	92,115 円 (44,500 円/㎡ × 69 ㎡ × 0.03)
使用料の減免を申請する理由	申請者の所有地の一部が市道拡幅(中ノ前緑山線側溝改良)事業にかかり、本件土地との交換を行うことで協議が行われている。すみやかに用地提供を受け市道拡幅事業を進める必要があるため、本件土地の表示登記・所有権移転登記が終わるまでの間、行政財産の使用許可を行うものであり、使用料を徴収することは適当でないため、減免を行うもの。
別表第5における 減免基準区分	9 号
減免の率	免除 ・ () %減免
減免後の使用料	0 円

別表第5

使用料減免基準

(松江市行政財産使用料条例第4条関係)

号	区分	5割を超える減額又は免除のできる場合	5割以内の減額のできる場合
1号	他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。	許可にかかる財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可にかかる財産を利用する場合に実費(講習等の教材費を除く。)又は、低額な利用料を徴収するとき。
2号	市の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。	次の各号のいずれかに該当する団体が使用するとき。 (1)市職員が兼務し実質的に市が運営する団体。 (2)市の事務又は事業を代行する団体 (3)法令により義務的に設置され市の指揮監督を受ける団体。 (4)主として市の補助、出資により運営される団体。	次の各号のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならないものが使用するとき。 (1)市が補助又は出資している団体 (2)市の事務又は事業を補佐する団体
3号	市の職員、生徒又は入院患者等のために食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機等の福利厚生施設を設置させる場合で、著しい収益をあげないとき。	減額又は免除しなければ当該施設の設置が著しく困難なとき。	減額しなければ当該施設の設置が困難なとき。
4号	公の学術研究、公の施策等の普及および宣伝その他の公共目的のため短期間使用する場合で、当該使用をするものが営利を目的としなとき。	許可にかかる財産を利用する場合に利用料を徴収しないとき。	許可にかかる財産を利用する場合に実費(講習等の教材費を除く。)又は、低額な利用料を徴収するとき。
5号	社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用するとき。	時間を単位として使用するとき。	
6号	災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。	当該使用をするとき。	
7号	市の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条に規定する職員団体が、その事務の用に供するために使用するとき。	最小限の広さをもって利用するとき。	
8号	行政財産の取得又は保存について費用を負担した者が使用するとき。	当該費用の負担割合等を勘案して減免の率を定める。	
9号	その他、市長が公益上又は市の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。		

様式第5号

行政財産使用許可申請書

平成 22年 3月 5日

松江市長 松浦正敬 様

申請者 住所
氏名

保証人 住所
氏名

印

次のとおり、行政財産を使用したいので、許可されるよう申請します。

使用物件	所在地	松江市西津田4丁目482-8地先から482-2地先		
	施設名	水路		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> その他
		地目(水路)	構造()	()
	数量	69m ²		
使用目的		店舗用地として		
使用期間		平成22年3月10日から平成23年3月9日まで		
添付書類		(1) 関係図面 (2) 法人にあっては、決議書の写し又は定款の写し		
その他参考事項				



市有財産使用料減免申請書

使用料の減免を申請する理由

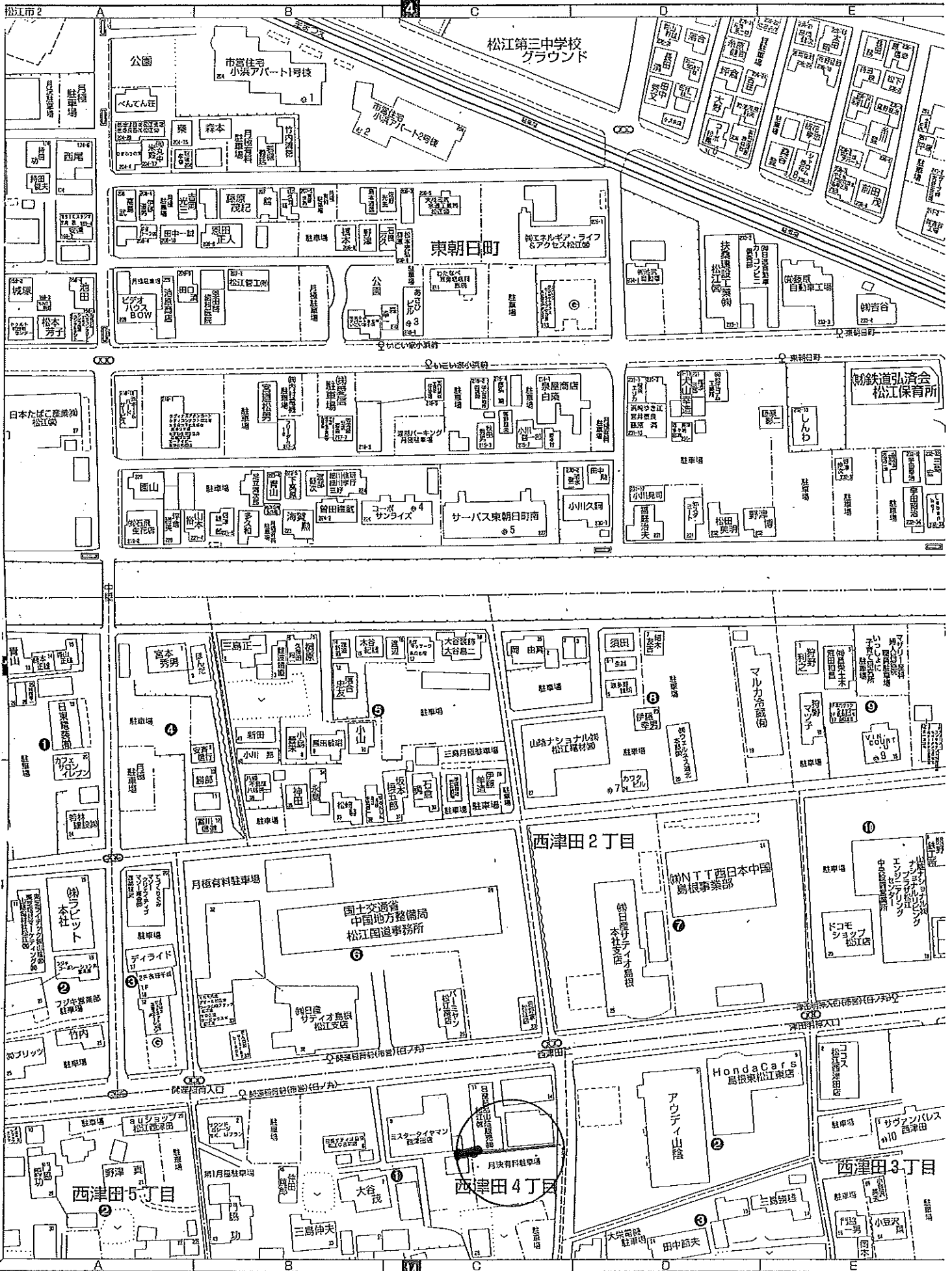
当社は市道拡幅事業のために所有地の一部を市に提供することとしており、その土地との交換予定地であるため、使用料の免除をお願いします。

上記理由のとおり、使用料の減免をお願いします。

平成22年 3月 5日

申請者 住所
氏名

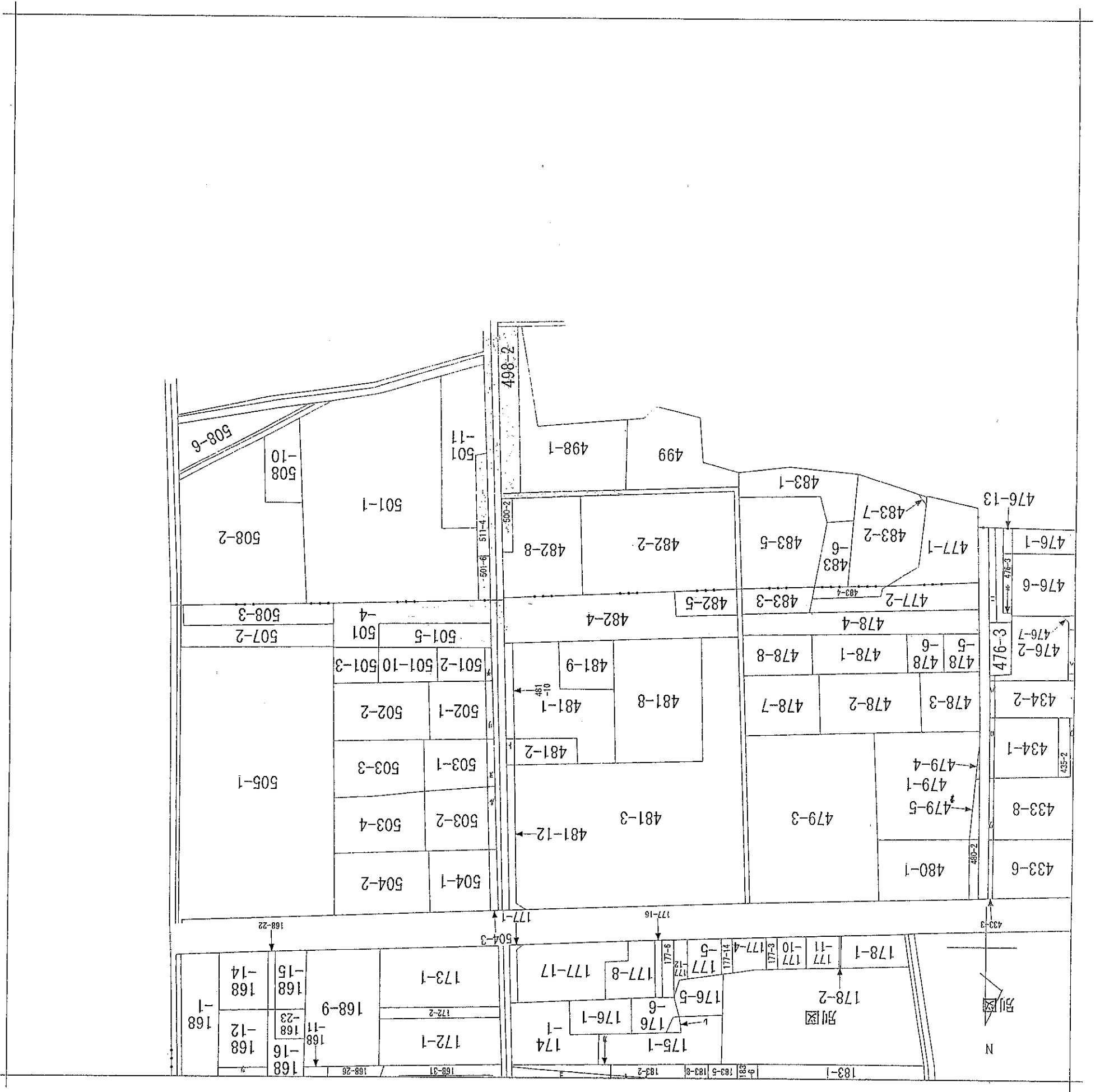
松江市長 様



不動産システム(株)
 不動産 松江サテイ店 ☎28-3333
 キヤリー 乃木店 ☎31-3333

贈答用品 専門店
シヤディキフ
ニッパル
 松江店 吉志成(倉庫通り)
 ☎(0852)26-7709

請求部分	所在	縮尺 1/600	精度区分	座標系 番号又は 記号	備付年月日 (原図)	補記事項	年月日
							分類
松江市西津田四丁目		地番 482番8					



183-11 476-7 502-3 433-4 175-2
 434-3 476-8 503-5 184- 168-32 168-13
 434-4 481-11 503-6 184- 168-13
 476-4 501-12 435-5 183-10 183-10

使用面積算出

(延長) (幅)

40.7m x 1.7m = 69.19m²

法42条1項1号道路

道路中心線

>0.0m

国道9号線

歩道

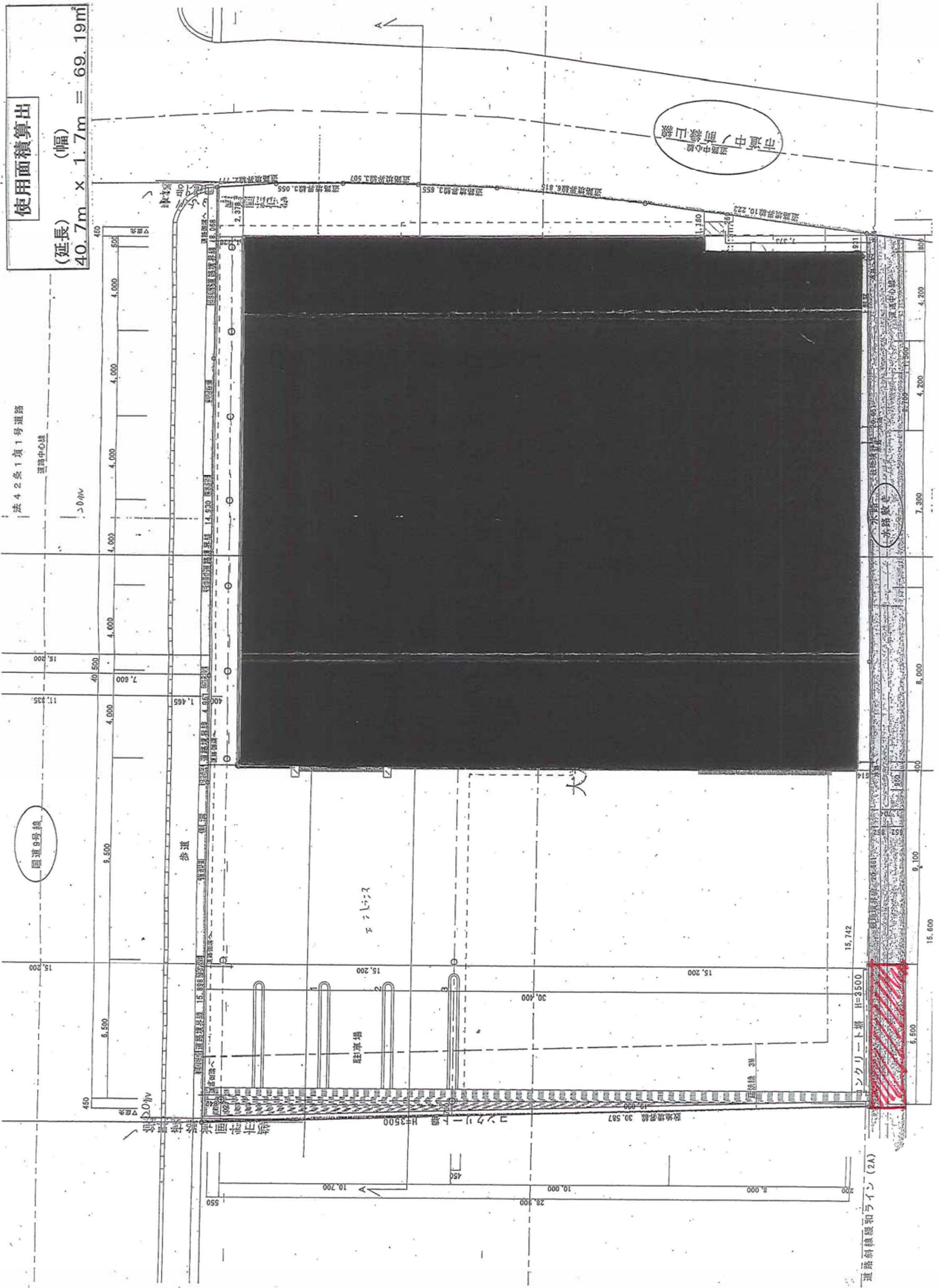
駐車場

駐車場

大

市道中ノ前線山線
道路中心線

道路斜線緩和ライン (2A)



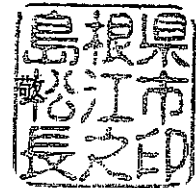
行政財産使用許可書

使用者 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

平成22年3月5日願出の行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づき、下記条件を付して許可する。

平成22年3月8日

松江市長 松 浦 正
(管理課)



記

使用物件	所在地	松江市西津田四丁目482-8地先から482-2地先
	施設名	水路
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他 地目() 構造() ()
	数量	69㎡
使用目的	店舗用地として	
使用期間	平成22年3月10日 から 平成23年3月9日	
使用料金	免除(松江市行政財産使用料条例第4条の規定による)	

- 1 使用料金は、松江市の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。
- 2 使用期間中といえども松江市において必要と認めるとき又は許可条件に違反したときは、いつでも使用許可を取り消し、若しくは許可条件を変更することがある。
- 3 使用物件について修繕、模様替その他の行為をしてはならない。ただし、事

様へ

※平成22年3月5日 行政財産使用許可申請書 受付

※行政財産使用許可の根拠

地方自治法第238条の4第7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる

松江市公有財産規則第21条

行政財産は、次の各号のいずれかの場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定して使用を許可することができる。

(6) 市長が特に必要と認めた場合

※使用許可理由

市道中ノ前緑山線道路拡幅に伴い、用地を取得するため、松江市管理の水路敷地と交換を前提に協議が整っており、所有権移転に先立って使用を認めた。

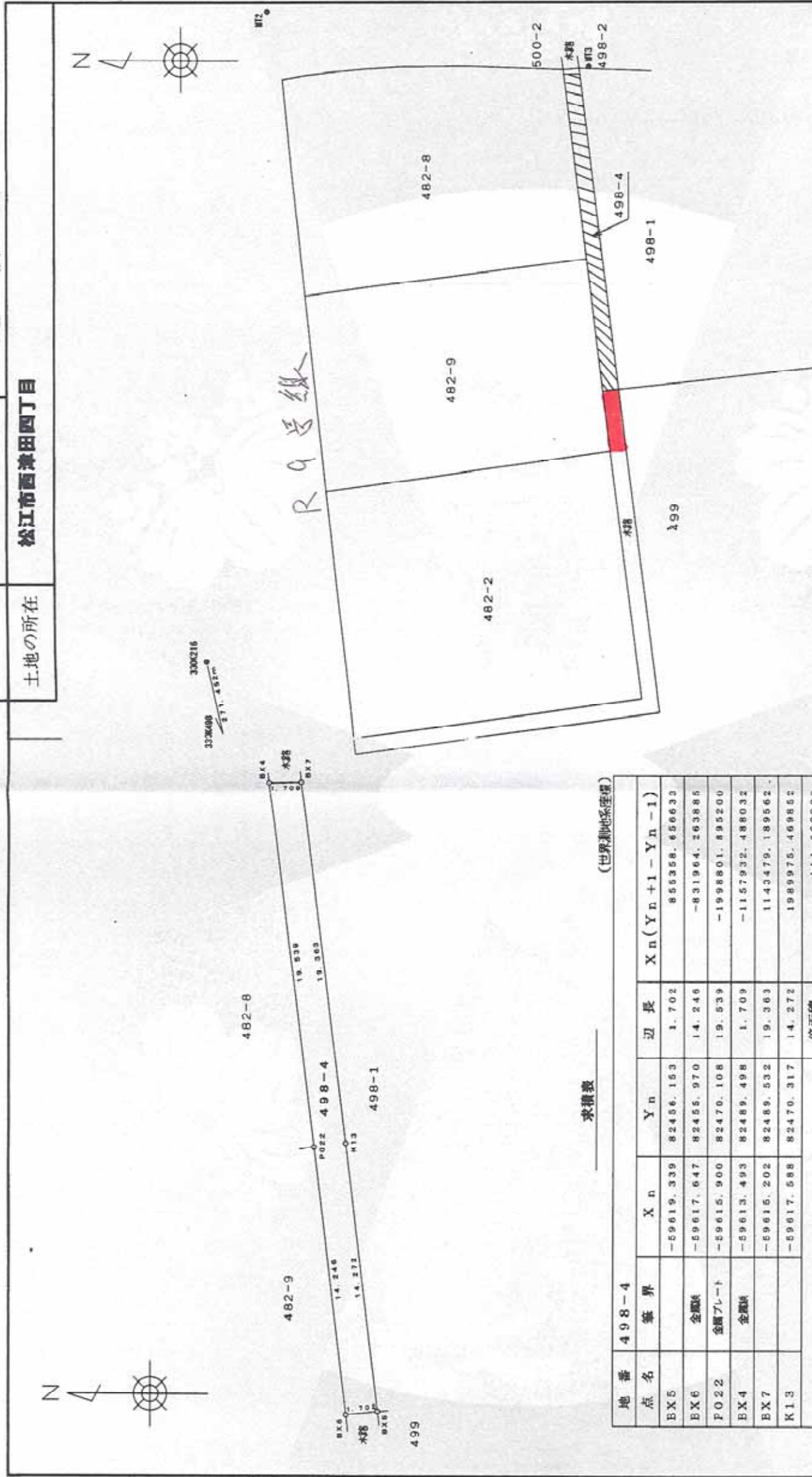
※平成22年3月8日 行政財産使用の許可

松江市建設部管理課

登記年月日：平成22年6月18日

図 在 所 測 地 積 量 図

地 番 498-4
土地の所在 松江市西津田四丁目



求積表

地番	498-4	筆界	X _n	Y _n	辺長	X _n (Y _{n+1} - Y _{n-1})
点名						
BX5			-59619.339	82456.153	1.702	855358.650633
BX6		金剛	-59617.647	82455.970	14.249	-831964.263885
PO22		金剛7-1	-59615.900	82470.108	19.539	-1998801.89200
BX4		金剛	-59613.493	82489.498	1.709	-1157932.488032
BX7			-59616.202	82489.532	19.363	1143479.189562
K13			-59617.588	82470.317	14.272	1989975.469852
					倍面積	114.668930
					面積	57.3344650
					地積	57.33 m ²

(世界測地系座標)

基準点座標

点名	X座標	Y座標
330K216 (街区基準点)	-59575.364	82427.052
330K498 (街区基準点)	-59617.940	82158.960
MT2 金剛	-59581.891	82496.275
MT3 金剛	-59616.158	82490.349

作成者

松江市法吉町
土地家屋調査士 寺

縮尺 1/250

申請人

松江市長 松浦正敬

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

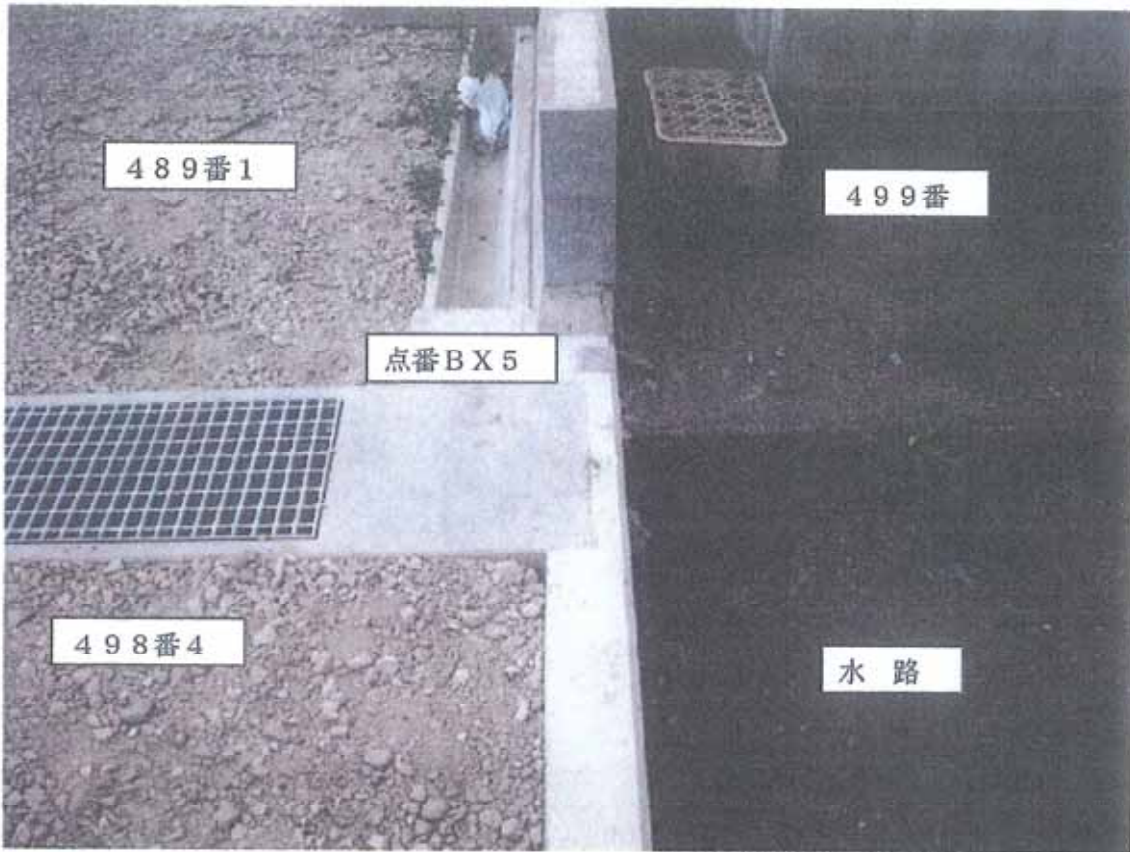
平成22年8月31日

松江地方法務局

登記官

有田敏博





N

0 10 20 30 40 50m

航空写真

1:1,000

平成22年09月24日



この航空写真は平成19年8月から9月に撮影されたものです。